

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

佐賀県公安委員会

委員長 山口 久美子

### 佐賀県公安委員会規則第三号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「（弁明及び有利な証拠の提出）」に改め、同条中「第九十条第三項及び第四項の処分」を「第九十条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による弁明及び有利な証拠の提出の手續」に、「定めるところ」を「例」に改める。

第二十条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第二十二条第一項中「第二百二条第三項」を「第二百二条第六項」に改め、同条第三項中「第九十条第六項」を「第九十条第八項」に、「第二百三条第五項」を「第二百三条第六項」に改める。

第二十三条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「講習」を「検査又は講習」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項に規定する検

査 講習予備検査（認知機能検査）受検申請書（様式第八号の八）

第二十三条第二項中「講習」を「検査又は講習」に改める。

様式第八号中「第102条第1項」を「第102条第4項」に改める。

様式第八号の二中「第102条第1項」を「第102条第2項」に改める。  
「第102条第3項」を「第102条第4項」に改める。  
「第102条第5項」

様式第八号の三中 「第102条第1項」を「第102条第1項第12345項」に改める。

様式第八号の四中 「第102条第12項」を「第102条第12345項」に改める。

様式第八号の六中 「第90条第65項」を「第90条第86項」に改める。

様式第八号の七中 「第90条第65項」を「第90条第86項」に改め、同様式

の次に次の一様式を加える。

様式第8号の8 (第23条関係)

		年 月 日			
佐賀県公安委員会 殿					
講習予備検査(認知機能検査)受検申請書					
申 請 者	住 所	市 町 郡			
	フリガナ				
	氏 名				
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)			
	連絡先	自宅 ( ) — 勤務先等 ( ) —			
この欄に佐賀県収入証紙を並べてはり付けてください。					
<table border="1" style="width: 100%; height: 150px;"><tr><td style="width: 33%;"></td><td style="width: 33%;"></td><td style="width: 33%;"></td></tr></table>					

附 則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。